

随 意 契 約 結 果 一 覧 表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘 要
農政部農村振興局事業調整課	令和4年度農業農村整備事業ネットワーク運用保守委託業務	令和4年3月31日	株式会社HBA 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8	11,365,200	<p>・ネットワーク運用保守業務 農業農村整備事業ネットワークは閉鎖された独自の回線であることから、通信障害が発生した場合に別ルートでの接続が出来ず、その対処は現に運用している回線網を早急に復旧するしかない。 ネットワーク構築時に、専用ルータの通信速度やセキュリティ関連の設定を行うなど、独自のノウハウで設定を行っており、通信障害が発生した場合、迅速かつ責任をもって対応できる業者はネットワークを構築しルータを設定した株式会社HBAしかいないことから、契約の相手方が一者に特定されるものである。(政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))</p>	
					<p>・インターネットデータセンター運用保守業務 インターネットデータセンターは、ICカードや指紋認証などにより入退室が制限され、日常的な目視管理や、通信障害、機器の故障時の対応など緊急的な調査や対応が必要な場合、インターネットデータセンターの運用業者である株式会社HBAしか対応出来ないことから、契約の相手方が一者に特定されるものである。(政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))</p>	
農政部農村振興局事業調整課	令和4年度農業農村整備事業総合情報システム運用保守委託業務	令和4年4月1日	株式会社HBA 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8	18,129,100	<p>既存システムを運用しながらプログラムを修正するため、システムダウン等の障害が出た場合、迅速かつ責任をもって対応できる業者はこれを開発した業者しかおらず、運用後においてもシステム開発者と修正する者が同一でなければ、障害発生時に迅速かつ責任をもってシステムの復旧対応ができない。 上記により、システムの内容を熟知している株式会社HBAを選定する。(政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))</p>	
農政部農村振興局事業調整課	令和4年度標準積算システム運用保守委託業務	令和4年4月1日	一般社団法人農業農村整備情報総合センター 東京都中央区日本橋富沢町10番16号	7,810,000	<p>本システムは、農林水産省が開発した標準積算システムを補助版に改良したもので、同省は改良等に関し使用許諾の制限を設けており、この使用許諾を受けているのは、一般社団法人農業農村整備総合センターのほかにはないことから、契約の相手方が一者に特定されるものである。(政令第167条の2第1項第2号・財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))</p>	

